

事務所ニュース



平成 27 年 9 月号

◆ トピックス

○ 厚生年金保険の保険料率が変わります

厚生年金保険料率は、平成 29 年 9 月に 18.3%に固定されるまで、毎年 9 月に段階的に引き上げられます。平成 27 年 9 月分からの保険料率は下記のように改定されます。

現行：17.474% → 改定後：17.828%

改定された保険料率は平成 27 年 9 月分（10 月納付分）から平成 28 年 8 月分（9 月納付分）までの保険料を計算する際に使用します。

9 月の保険料には**算定基礎届の結果も反映**されますので、給与計算の際には十分ご注意ください。

日本年金機構の HP から保険料額表をダウンロードできます。↓（過去の分も掲載されています）

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/result.jsp?genre=21>

社会保険料に関しては先日、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年4月より健康保険の標準報酬月額の上限額が121万円から139万円へ引き上げられることになりました。また、標準賞与額も年間上限額540万円から573万円に引き上げられることになっています。これにより、高額所得者を中心に更に社会保険料の負担が重くなることとなります。

○ ストレスチェック：外部機関委託の際のチェックリスト ダウンロード開始／厚労省

厚生労働省は「外部機関にストレスチェック及び面接指導の実施を委託する場合のチェックリスト例」を公開しました。ストレスチェックは原則的に外部の医師などにその実施を委託する必要がありますが、今回のリストでは以下の各項目について、委託者の体制等をチェックできるようになっています。

(1) ストレスチェック制度についての理解

(2) 実施体制

(3) ストレスチェックの調査票・評価方法及び実施方法

(4) ストレスチェック実施後の対応

(5) 面接指導の実施方法

(6) 面接指導実施後の対応

現実的に産業医が思うように動いてくれないといった課題も出ているようです。安心して任せることができる委託者を選定する上でも、このリストを活用されてはいかがでしょうか？

チェックリストのダウンロードはこちら↓

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/pdf/150803-2.pdf>

◆ 法令研究室

○ 改正労働者派遣法の施行は9/30？

3度目の正直の労働者派遣法改正ですが、安保健案の影響を受け、審議が遅れています。法案上9/1となっていた施行日は9/30で調整されているようです。

「労働契約申込みみなし制度」が施行される10/1以前を死守したい厚労省の思惑が見て取れます。

◆ 助成金研究室

○ 特定求職者雇用開発助成金（要件変更）

高齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金です。**10月から支給要件として離職割合要件が追加されます。**下記のどちらかに該当する場合は、新たな対象労働者についてこの助成金を受けることができなくなります。

- (1) 雇入れ1年後の離職割合が50%を超えていること
- (2) 助成対象期間終了1年後の離職割合が50%を超えていること

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント

鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-13-5 鈴木ビル3F

TEL: 03-5919-1230 FAX: 03-5935-7220

E-Mail: info@suzuki-consultant.com

URL: <http://suzuki-consultant.com/>